

報道関係者 各位

令和元年 11 月 15 日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課 地域就労支援室

室長 澤口 浩司

室長補佐 根本 友之

(代表電話)03(5253)1111(内線 5837)

(直通電話)03(3502)6780

障害のある方向けの「就労パスポート」を作成しました ～障害のある方の就職や職場定着の促進を図るための情報共有ツールです～

厚生労働省は、このたび、「精神障害者等の就労パスポート作成に関する検討会」での検討を踏まえ、障害のある方に向けた「就労パスポート」を作成しました。

「就労パスポート」は、障害のある方が、働く上での自分の特徴や希望する配慮などを整理することで、就職や職場定着の促進を図るための情報共有ツールです。支援機関や職場における必要な支援などについて話し合う際に活用できます。

このツールを活用することで、障害者ご本人の障害に関する理解が深められ、支援機関同士での情報連携なども進めることができます。また、事業主による採用選考時の障害への理解や職場環境の整備を促し、障害のある方の就職や職場定着の促進につなげることが期待できます。

厚生労働省では、今後、就労パスポートの普及を進めるため、支援機関や事業主を対象に周知を行う予定です。

就労パスポートの概要は、別添資料をご参照ください。

就労パスポートについて

障害のある方が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを就労支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツール

※ 就労パスポートの作成・活用・管理、共有の範囲などは、障害のある方ご本人の意向によります。

